

開催期日 令和7年9月16日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和7年9月16日 午後1時30分
閉 会 令和7年9月16日 午後2時00分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について

議案第3号 現況確認証明申請に対する処分について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

4. 会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長 野木重徳

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松本美和

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第9回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

皆さんこんにちは。9月に入っても30℃を下回っていない天気が続いていますが、稻刈りも早い人は始まりまして皆さんも大変お忙しいと思いますが出席いただきまして今日はありがとうございます。今日の情報ですが、コシヒカリの値段が1俵33,000円で出ているそうです。天のつぶで32,000円ですね。これからコメの値段もどういう風に出るか分かりませんが、様子を見ていきたいと思います。今日は議案が3件ありますので慎重審議よろしくお願いしたいと思います。

事務局長

農業委員及び推進委員全員出席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事の進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、3番長田信夫農業委員、4番小針一男農業委員を指名した。

議長

議案第1号について審議の前に、中島村農業委員会会議規則第10条の規定により、4番小針一男農業委員の除斥を求めた。

――暫時休議――

議長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第1号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第1号受付番号第11号につきまして、9月7日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第1号受付番号第11号につきまして、只今、吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。

また、吉田推進委員と同様に、現地についても9月7日に確認いたしましたが問題はなく、また、譲受人は農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

――異議なしの声多数――

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

――全員異議なしの声あり――

議長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

4番小針一男農業委員の除斥を解除する旨を宣した。

――暫時休議――

議長

再開する旨を宣し、4番小針一男農業委員に対し、議案第1号については、原案のとおり可決決定された旨を告知した。

議長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、9月8日に譲渡人・●●●●さん、●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理人の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、只今加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。

また、加藤推進委員と同様、現地についても9月8日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

議長

農振除外の際に皆さんから内容や条件等を検討していただきまして、今回転用許可申請があがったわけですけれども、7ページの図面を見ていただければ一番分かりやすいかと思いますが、予定としてはこのような平面図になるということです。以前フェンスの高さが低いのではないかということで、条件として1m80cmとするという条件に沿うような形で行ってもらった状況です。あとは、糞尿処理は申請内容に書いてあるとおりであります。苦情の処理についても申請に書いてあるように責任をもって対応するとありますので、我々の責任

はないということになります。そういう風な申請内容になりますが、質疑等ございませんか。

―― 異議なしの声多数 ――

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

―― 全員異議なしの声あり――

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第3号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案3号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番天倉健推進委員

議案第3号受付番号第4号につきまして、本日11時00分より申請代理人の行政書士・●●●●さん、長田委員、芳賀委員、私を含めた農業委員2名・推進委員1名、および事務局の立ち会いで現地確認を行いました。

申請地の現況につきましては、農地の様相は無く、●●●●の事業敷地として利用されている状態でした。昭和49年頃に工場が建てられ、その際に当該申請地が耕作もされていなかったことから農地とは分からず付属する建物を建築してしまったそうです。50年以上農地としては利用されておらず、非農地化してから長期間経過しており、農地への復元が困難であることから現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番長田信夫農業委員

議案第3号受付番号第4号につきまして、只今天倉推進委員より報告があつた内容については間違いございません。

また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、天倉推進委員と同様、非農地化してから長期間が経過しており、農地への復元も困難であるため、現地確認の結果、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

―― 異議なしの声多数 ――

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

―― 全員異議なしの声あり――

議長

異議ないものと認め、議案第3号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、10月16日（木）に役場2階会議室で行う。

二点目 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

三点目 令和7年度福島県下農業委員会大会について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉会の日時

令和7年9月16日 午後2時00分